

リユース食器貸出事業の実施について

環境部環境政策課

ごみの削減とリユース意識の向上を図るためリユース食器貸出事業を実施します。昨年度、試験的に市内のイベントに参加し、営利目的でなく飲食を提供する団体を対象にリユース食器を貸出しました。利用団体にアンケート調査を行った結果、概ね好評で継続しての利用が見込まれることから引き続き今年度も実施するものです。

記

- 1 概要 本市とリユース食器貸出業者が契約を結び、リユース食器をイベント会場などへ配送して、利用希望団体がリユース食器を利用する。利用後の食器については業者が回収する。
- 2 実施期間 平成28年4月1日（金）～平成29年3月31日（金）
- 3 貸出対象 本市が共催・後援する行事や自治会・学校等が行う行事などにおいて、営利目的でなく飲食を提供する市内の団体
- 4 貸出予定数 約24,000個（おわん・皿・カップ・箸等）
- 5 貸出費用 無料（破損・紛失費についても市が負担する）
- 6 申込方法 原則利用希望日の6か月前から2週間前までに環境政策課へ連絡後、申込書を提出する。
※ただし、4月は利用が決まり次第連絡してください。リユース食器貸出業者と調整し、できるだけ希望に添えるようにいたします。
- 7 予算額 50万円

